

平和保育園運営規程

(事業所等の名称等)

第1条 社会福祉法人東和福祉会が設置する保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 平和保育園
- (2) 所在地 那覇市長田2丁目34-41

(施設の目的及び運営方針)

第2条 平和保育園(以下「当園」という)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程をふまえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めるものとする。
- 5 当園は、那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日条例第68号)その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は100名とし、年齢、クラス名、人数は次のとおりとする。

年 齢	ク ラ ス 名	人 数
0 歳 児	さくらんぼ組	12人
1 歳 児	ちゅうりっぷ組	18人
2 歳 児	たんぽぽ組	18人
3 歳 児	すみれ組	18人
4 歳 児	ひまわり組	19人
5 歳 児	あじさい組	15人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針及び保育課程に沿って乳幼児の発達に必要な保育を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長(園長) 1人

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及

び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 15人以上

保育士は保育計画及び保育課程の計画と立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 看護師 1人 0歳児及び未満児の健康管理に関する業務を行う。

(5) 調理員 3人(常勤専従2人、非常勤1人)

調理員は献立に基づき給食及びおやつを調理するとともに調理環境の衛生面に努める。

(6) 保育補助及び用務員 2~3人

保育士を補佐し、活動の準備や片付け保育室の整理等を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)祝祭日及び慰霊の日(6月23日)を除く。

2 保育を提供する日であっても、災害等により保育の提供に支障がある場合は、この限りではない。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

〈1〉保育標準時間にかかる保育時間

当園の開園時間(7時から18時まで)の範囲内で、保護者が保育を必要とする時とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は18時から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定にかかる保育時間(8時間)

当園の開園時間の範囲内で、保護者が必要とする時間とする。ただし、利用時間帯は8時か16時までと9時から17時までの時間とし、やむを得ない事情により保育が必要な場合は当園の開園時間の範囲内で延長保育を行う。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 保護者は居住する市町村が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 第1項に定めるほか、当園の保育の提供における便宜に要する費用については保護者より実費の負担を受けるものとする。

(1) 主食費(3歳以上児の主食給食に要する経費「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの主食の提供にかかる費用」) 月額800円

(2) 保護者会費(主に行事等における児童へのおみやげの費用、) 月額300円

(3) 延長保育料金(開園時間外)

①日払い料金	18時~18時15分	100円
	18時~18時30分	200円
	18時30分を超過する場合は	300円

②月契約料金	18時～18時30分	2,500円
	18時30分を超過する場合は	3,500円

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市長村から保育の実施についての委託を受けた時はこれに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学した時
- (2) 子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとして市町村から報告があったとき
- (3) その他、利用の継続に重大な支障または困難が生じたとき

(利用にあたっての留意事項)

第11条 当園の利用にあたっての留意事項は別に定める。

(緊急時における対応方法)

第12条 当園は保育を行う中で、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡すると同時に嘱託医又は園児の主治医に連絡するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の行うことにより事故が生じた場合は、那覇市、園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児の対する保育を行うことにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 当園は非常災害に備えて消防計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、毎月1回以上、避難及び消火にかかる訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念についての放置があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、児童に対する虐待のあること、またはその懸念が看取された場合、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条ほか関係法令に基づいて、関係機関と連携を図るものとする。

(記録の整備)

第15条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保

存するものとする。

- (1) 保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した保育にかかる記録
- (3) 保護者あからの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 (※永年保存)

(苦情対応)

第16条 当園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な改善を行う。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

第3者委員

氏名	職業・会社名	連絡先
山城 眞紀子	沖縄キリスト教学院大学教授	098-946-3729
三木 元子	安謝保育園園長	098-886-7271
又吉 千鶴子	平和保育園園長	098-854-7221

(保護者に対する支援)

第17条 当園は、障がいや発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対して、十分な配慮のもと保育の支援を行う。園児や保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(秘密の保持)

第18条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

同意書

当保育園における保育の提供にあたり「平和保育園運営規程」に関する説明を行いました。

平成 年 月 日

社会福祉法人東和福祉会
平和保育園 園長 又吉千鶴子

私は、平和保育園に利用にあたっての「平和保育園運営規程」について説明を受け同意致します。

平成 年 月 日

保護者住所 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

(続 柄)